

消防用設備等特例適用願出書の届出要領

1 届出の趣旨

令第32条又は条例第34条の17の規定を適用するにあたり、個々の防火対象物の位置、構造又は設備の状況が、令第2章第3節及び条例第5章の規定に基づいて消防用設備等を設置した場合と同等以上の効果があると認められるかについて、消防長又は消防署長が個々に防火対象物の防火安全性を確認することを目的としている。

2 届出要領

(1) 届出時期

特例を適用する場合には、速やかに提出すること。

(2) 添付図書

平面図等、特例願出の内容が判別できる図書を添付すること。

(3) 届出方法

[ちば電子申請システム](#)にて電子申請、又は、届出書を2部（正本及び副本をそれぞれ1部）届けること。郵送による届出については、「[郵送による届出等について](#)」を参照すること。

届出様式、記載例は、[千葉県消防局のホームページ](#)を参照すること。

※正本と副本で様式が異なるため留意すること。

(4) 届出先

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号 セーフティーちば4階
千葉県消防局予防部指導課

<担当係>

建築第一係（中央区、緑区） TEL043-202-1668

建築第二係（花見川区、稲毛区、若葉区、美浜区） TEL043-202-1736

※消防署長の権限による場合は、管轄消防署へ提出すること。